

社会的養護関係施設福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

有限会社 保健情報サービス

② 施設の情報

名称：青谷こども学園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：園長 水砂 美喜代	定員（利用人数）：30名（24名）	
所在地：鳥取県鳥取市青谷町善田 31 番地 1		
TEL：0857-85-0358	ホームページ： http://www.tottori-aofuku.jp/page7	
【施設の概要】		
開設年月日：昭和26年1月11日		
経営法人・設置主体：社会福祉法人 青谷福祉会		
職員数	常勤職員：30名	非常勤職員 7名
専門職員	（専門職の名称）	
	施設長 1名	管理宿直等職員 5名
	基幹的職員 1名	事務兼児童指導員 1名
	家庭支援専門相談員 1名	嘱託医 1名
	里親支援専門相談員 1名	
	個別対応職員 1名	
	心理療法担当職員 1名	
	児童指導員 2名	
	保育士 18名	
	栄養士 3名	
	事務職員 1名	
施設・設備の概要	（居室数）	
	（設備等）	
	本園児童棟 3棟	本園管理棟 1棟
	各棟6室	会議室・図書室 1
		面談室 2
	分園児童棟 2棟	家庭支援ルーム 1
	各棟5室	医務室・静養室 1
	プレイルーム 1	
	家庭支援ルーム 1	法人本部棟
	一時保護室・子育て短期利用室 1	多目的室 1
	面談室兼静養室 1	自立訓練室(兼調理実習室) 1

③ 理念・基本方針

■基本理念

- ・利用者の人権を第一にした施設運営
- ・地域に開かれた施設運営
- ・職員の資質向上を常にめざす施設運営

■運営基本方針

『すべての児童の幸福を よい環境の中で』

～あの子もこの子も皆の子である。身の限り、心の限りをつくしてもすべての児童の幸福をよい環境の中で育てたい～

- ・私たちは、安心安全な環境及び運営の資質向上に努めます。
- ・私たちは、子どもの尊厳を守り、人権侵害の防止に努めます。
- ・私たちは、子どもの個性を理解し、信頼関係の構築に努めます。
- ・私たちは、子どもの主体性と自己決定の尊重に努めます。
- ・私たちは、再び家族として歩み寄れる子ども・親支援に努めます。
- ・私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもの育成に努めます。

■養育の重点

「あたりまえの家族生活・あたりまえの家族関係＝あたりまえの幸せの基礎を培う」

～新しい“あたりまえの生活”をこどもと職員で創っていく～

いたわりあい和やかでくつろげる暮らしの場（生活の場・養育の場）

- (1) 安心・安全・清潔な環境の中での生活習慣の定着
- (2) 心身の回復と、健全な育ちの支援
- (3) 社会性の向上と感謝の心の醸成
- (4) 共に創り上げる自立への道筋とアフターケアの継続
- (5) 親子関係の修復と家族支援
- (6) 里親・関係機関等との連携強化と地域と歩む生活

④ 施設の特徴的な取組

・戦後の昭和26年に開設され、平成6年完全小舎制の導入、平成22年に小規模グループケアホーム（6名制）の開設、平成27年に分園2棟目が開設され、本園・分園5棟での児童養護施設として、専門的職員（個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等）体制による専門的機能を発揮した時代に適応した家庭的な養育支援の強化を図り、本園、分園のホーム長を中心とした一人ひとりの子どもの特性を理解し、見守りながら子どもに寄り添い、きめの細かいケアや自立支援の取り組みが行われています。

・地域の行政との短期支援事業契約等、地域の子育て支援を担う施設を目指した「ショートステイ（短期入所生活支援）・トワイライトステイ（夜間養護）」等、積極的な取り組み

が行われています。

・令和3年度途中より、青谷こども学園本園3棟と事務本部棟の新改築に伴い地域の住宅街での借家による地域の中でのホーム運営（地域生活の中での生活等）が円滑に行われる等の新たな養育の経験も積みながら平成5年の春には、新園舎での生活支援が再開することとなっています。

・地域の子ども会に属し、積極的に参加し盛り上げ、学園の児童と職員が地域の一員として活性化に貢献されています。民生児童委員・里親会との交流も定着しており、友好的な関係作りができています。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年6月1日～ 令和5年2月25日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	5回（令和1年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

○本体園舎が来春に新規に建て替わる

青谷こども学園の本園4棟（事務棟含む）が同一敷地に建設中です。

平成5年3月、小規模・多機能化した木造2階建ての園舎の生活がスタートする機能転換した園舎準備が進められています。

令和3年度末に改築工事が開始され、現在、青谷町の3カ所に引っ越し住まいの分散ホームも地域の子ども会に入会する等、地域密着型の生活が行われましたが、仮ホームの近隣の方々との交流や日々の学校への通学等、当初の心配をよそに非常に円滑に過ごすことができた様子であります。

新しい園舎の生活に戻っても現在入所している子どもたちは、仮住まいの地域の皆さまとの交流を継続したいとのコメントを伺い、地域の大人や子どもたちとの真の交流が大切なものと再認識し、今後における継続した交流の取り組みが楽しみであります。

○小規模・多機能化（地域分散化）を支えるマネジメントの強化

学園におけるマネジメント機能、アセスメントを包括的に行う機能、子どもへの養育・支援を評価する機能、人材育成に向けたスーパーバイズ・コンサルテーション機能、緊急時の的確な対応機能（本園の機能強化）等、中堅職員のマネジメント力の向上の取り組みが行われています。

○企画・戦略機能の充実

国の児童養護施設運営に関する新たな社会的養育ビジョン（鳥取県の社会的養育計画への参画）等による中・長期（10年先を見据えた）ビジョンへの反映及び学園の理念・

運営基本方針に基づいた事業計画として、施設の沿革や近年の組織運営状況が検証・分析され、良好な取り組みの継続に加えて、課題改善型の取り組み（努力点）の柱を設定し、学園の運営方針の明文化、養育目標、人材育成体系、園内職務分掌の担当部署の役割・機能を明確に表明され、更に、組織運営に必要な各部会による他部署と連携（報連相の重要性とチームアプローチの工夫等）した運営が行われています。

○業務のガバナンスを意識した組織運営

組織方針に沿った適正な組織運営に向けた人材を統括的に動かすための各種規程の整理、マニュアルの整備が前回の第三者評価に比して、格段に整えられ業務の効率化（職員間の子どもへの養育・支援の統一化や上長からの指示待ちの減少等）にも効果が発揮されています。

◇改善を求められる点

○社会人として生きて行くための権利と義務の社会的ルールの養育支援

養育目標として、児童憲章（①児童は、人として尊ばれる②児童は、社会の一員として重んじられる③児童は、よい環境の中で育てられる）等に基づき、学園の基本的運営が行われています。

学園での生活の中で、社会に巣立ち社会で正しく生きて行く為の社会的ルールである「自由の権利」と「責任と義務」を子どもが自他の権利を正しく理解するための権利擁護プログラム等の編集による養育による社会生活で生き抜くための基本的な思考を身に付ける取り組みに期待します。

○適正な組織運営に向けた各種規程やマニュアルの職員全ての習得

児童養護施設運営に必要な各種マニュアル等の新たな編成や法改正による見直しが行われています。

また、新たにBCP（事業継続）計画として、災害対策（水害、火災、新型コロナ感染等）策定され、机上訓練等が計画に行われていますが、計画的な検証や見直しを行う専門知識・技術職員等を指定して、法改正や学園での業務見直し等、定期的（年1回程度）な検証や改善・見直しを行い、見直し担当による職員への勉強会による理解の徹底等の取り組みに期待します。

⑦ 第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の受審は、全職員を対象に面談していただいた経過があります。業務にあたる職員の姿勢を感じながら客観的な評価をいただいたと思います。私たちはこの数年、コロナ禍という思いがけない危機的状況の中で子どもの安全安心を確保し、新しい生活様式を定着させていくことに努めてきました。しかし、職員（支援者）自身の健康管理や感染予防をしながらも次々に浮かぶ課題の対応に追われていたように思います。職員の手が足りなくなるとたちまち子どもたちの生活にも影響がみられます。小規模体制の中では職員の疲弊状態も起こりやすくなります。そこで令和4年度は、幸いに若手の職員を中心にメンター制

度について学習することができたので、次年度以降はその力を発揮できるようにチーム体制でのサポートを目標にしていきます。また、様々な立場の職員から支援に関することは勿論、職員間で正確な引き継ぎや理解に繋がるようにマニュアル改革への提案もなされるようになり、こうした現場の発信力とそれを有効活用できる体制をめざすことにしています。

また支援部門では、ともすると子どもに十分な理解を得ないまま職員の考えを一方向的に伝えるだけになりがちで、そこから生まれる子どもの不満への対応に右往左往することがあり子どもの安心につながりにくい課題が見られています。子どもと職員に対して社会的マナーを含め、子どもの権利と責任についても管理棟職員(専門的職員)が丁寧にサポートしていく力を強化し、生活環境を整えた新園舎(本体施設)で再スタートしていきます。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成27年度より判断基準(a、b、c)の考え方が、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう以下のように変更になりました。

「a」 より良い福祉サービスの水準（質の向上を目指す際に目安とする状態）

「b」 「a」に至らない状態、多くの施設・事業所の状態（「a」に向けたと取組みの余地がある状態）

「c」 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

評価結果

共通評価基準（児童養護施設 45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-①理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針が明文化され、学園の施設内への掲示やホームページ、パンフレットの掲載等により広く地域への周知が行われています。</p> <p>職員には、新年度の事業計画説明時に、理念・基本方針に基づいた運営方針、マニュアルと全ての職員の役割が明文化された職員手引きの配布による説明が実施され、理解を深める取り組みが行われています。</p> <p>毎朝の職員の引継ぎ会と毎月の職員会では、理念や基本方針等の唱和が実施され、業務対応時に困った時の原点に職員が自ら立ち返るための動議付けが行われています。</p> <p>子どもや家族等には、利用開始時のアセスメントの際、学園の手引き書やパンフレット等による理解を得る説明が丁寧に行われています。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等適切に対応している。		
②	I-2-(1)-①施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>国の新しい社会的養育ビジョン、鳥取県の社会的養育推進計画も視野に入れながら、経営状況の把握が行なわれ、現状把握・分析が行なわれています。</p> <p>把握・分析した結果を法人の経営委員会、理事会等で話し合い、その内容については、毎月の職員会議に於いて説明が行なわれています。</p> <p>職員会議では、当園の養育課題・職員体制についても話し合いの場が設けられています。</p> <p>学園としても子どもの権利や主体性を尊重し、自立への養育サービスの提供に向け、施設環境の高機能化、多機能化の強化に取り組まれています。</p> <p>その為、児童相談所、里親会等との連携強化にも取り組まれています。</p> <p>令和5年4月には本園3棟と管理棟の園舎の新築となります。</p>		

3	I-2-(1)-②経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p><コメント></p> <p>経営委員会への報告事項等により、学園の直面する課題・問題点が整理され、具体的な取組みが進んでいます。</p> <p>施設環境の整備、運営体制等や入所定員の見直し等に取り組まれています。</p> <p>入所児童の自立に向けた養育に対する経営課題については、各ホーム運営や職員会議で検証され、課題の共有による具体的な改善が行われています。</p> <p>事務経費（光熱費等含む）については、学園本部によるデータ管理が実施され、コスト削減対策等についての対策が実施されています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-①中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>これからの児童養護施設の役割や社会変化を踏まえ、学園の今後の在り方検討を行ない、中・長期的ビジョンが策定されています。</p> <p>学園の高機能化・多様化の推進、地域分散化を支えるマネジメント機能・役割の強化の為の事務棟、3棟の建替え、家庭支援体制の構築、里親への包括的支援体制の抜本的強化に向けた計画となっています。</p>		
5	I-3-(1)-②中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>中・長期計画に基づき、運営状況や日々の子どもの自立支援等の取り組みの課題・問題点の検証による評価（学園事業報告書）を反映した単年度計画が策定されています。</p> <p>事業計画は、各ホーム単位の当年度事業目標（ホーム経営・ぼくの目指すもの・職員を目指すもの等）の子ども生活支援計画）をボトムアップした全体重点計画（施設環境、人材育成、里親支援、家庭支援、地域の子育て支援、災害防災対策等）が作成されています。</p> <p>年度当初の職員会議に於いて、職員へ職員手引き資料を基に事業計画についての説明が実施され共有されています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-①事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>日々の活動記録を基に、経営分析と入所児童の基本的な生活習慣や健康な体や丈夫な心を育むための事業目標に対する進捗状況をホーム会で分析、検証し、毎月の職員会議で報告され、事業計画の進捗状況も共有されており、事業計画に対する進捗把握、評価分析に基づく新たな方針や見直し等、組織的な事業運営サイクルが定着しています。</p>		

7	I-3-(2)-②事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>コロナ禍という事もあり、子ども会や保護者等が集まる機会が出来難い状況もあり、口頭での説明の機会は持たれていません。</p> <p>保護者等に対しては、子どもの入所後の生活内容や学校行事、学園行事、地域行事等の年間計画等が説明されています。</p> <p>年度当初の事業計画スタート時に、施設の主な動きや園内行事等の目的（ねらい）や内容等を整理した資料を提供する等の取り組みの工夫に期待します。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-①養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>年2回職員の一人ひとりの自己評価が行われており、外部による第三者評価も定期的に行われており、その分析や対策等によるサービスの質の改善に取り組まれています。</p> <p>日々の業務の向上に向けては、毎朝の引継ぎ・朝礼時に、各ホーム職員や養育部、事務部等の職員間での支援内容等の引継ぎ事項や業務連絡等の共有が図られています。</p> <p>養育・支援の状況については、ホーム長会、職員会議等で毎月の振り返りが実施され、それぞれの課題への検討や新たな取り組み等が組織的に行われています。</p>		
9	I-4-(1)-②評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>毎年の自己評価、3年に1回の第三者評価の評価結果に基づき、課題分析を行い、改善が推進されています。</p> <p>事業運営の円滑な推進に向け、各ホーム単位目標である「児童や職員の目指すもの計画」に対する振り返りが各ホームで実施され、計画に対する成果・分析、課題等について、ホーム長会や職員会議へ報告され、園長や他のホーム長等からの意見・アドバイス等による改善対策が実施されています。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-①施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、年度当初の事業計画説明に於いて、園長としての運営方針を明確に示されており、職務分掌も明文化され、職員への周知も適切に行われています。</p> <p>また、学園のホームページへの園長による地域社会に向けた青谷こども学園の運営方針等の決意や地域社会に対する協力のおねがい等の表明が行われています。</p> <p>有事における役割と責任また、不在時の権限委任についても職員に周知されています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-②遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>法人の就業規則、倫理要領に基づき、青谷こども学園の事業運営に必要な法令等については、職員手引きを使用し、分かりやすく説明が行われています。</p> <p>施設運営に必要な法令遵守に向けた虐待防止、ハラスメント、個人情報保護等のマニュアル等が整備されており、人権擁護のための職員一人ひとりに対するチェックリストによる検証が行われています。</p> <p>今後のアドボガシーを中心とした子どもの権利の擁護対策にも力を入れて行かれます。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-①養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>園長から、年度当初、職員手引きを配布し、児童への養育・支援に向けた具体的な方法と注意事項や職員としての使命感について説明が行なわれています。</p> <p>また、園長による職員面談も行い、職員一人ひとりが日常の活動目標等を定め自らが大切にする養育・支援の動議付けが行われています。</p> <p>朝会やホーム長会、職員会、会計部会等の月次会議に参加し、業務状況の把握を行ない課題等への対策検討が行なわれています。</p> <p>各ホームへのラウンドも時間の許す限り行ない、子どもの生活状況の把握や職員への指導に取り組まれています。</p>		

13	Ⅱ-1-(2)-②経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>現行の経営課題の検証を行ない働きやすい職場環境となるような勤務体系の構築等に取り組まれています。</p> <p>風通しの良い職場となるようホーム長を中心に職員間の報連相にも力を入れておられます。</p> <p>業務の効率化も目指し、定期的に各種書式の見直しに取り組まれたり、ICT導入も計画的に行なわれています。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-①必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>専門学校、ハローワーク、就職フェア、ホームページ等を活用して、人材確保の取組みが行われています。</p> <p>職員の定着に向けた研修計画が策定され、内・外部研修の計画的な実施、新人職員に対してのメンター制度の導入等、職員間の相互サポートの取組みが行われています。</p> <p>ホーム長、包括長の更なる中堅職員へのスキルアップの取組みが行われています</p> <p>また、専門職に必要な資格取得の推進、育成等についても積極的に支援されています。</p> <p>キャリア面談を通じて、職員一人ひとりの個の業務に対する意識や課題に向き合う時間を確保する等、働き甲斐のある職場環境に向けた取組みが進展しています。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-②総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>法人の人事基準・給与規定に沿った人事管理が行われており、期待する職員像等も明確にされています。</p> <p>園長面談を年2回実施し、職員一人ひとりの目標に対しての振り返りを実施、実績（達成成果、職務遂行能力、実行・行動力等）等への評価や課題克服への指導・アドバイスの工夫も行われています。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-①職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>時間外勤務や有給休暇の取得状況については事務所で把握し改善に繋げておられます。</p> <p>育児休暇、産後休暇等の休暇制度に加えて、互助会、健康診断、ストレスチェック、インフルエンザ予防接種等が行われています。</p> <p>不規則な勤務体制の中での日常業務ですが、職員一人ひとりの仕事と生活の両輪が円滑に行われるためのワーク・ライフ・バランスへの配慮に最善を尽くす等の業務運営に向けた各種施策（仕事の悩み等のフォロー体制・労務管理に関する担当窓口の設置等）等の工夫に期待します。</p>		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-①職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員に期待する価値・知識・技法等が明文化され職員にも周知されています。</p> <p>園長面談による就業状況や職員本人のスキルアップ等についても把握し、育成に向けたより良い振り返りができています。</p> <p>職員一人ひとりの業務目標と育成レベルに沿った育成となるよう取組まれています。</p>		
18	II-2-(3)-②職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>人材育成の基本方針が策定され、子どもの最善の利益を追求し、社会的使命の達成に向けた年間研修計画が策定されています。</p> <p>基本的な考え方にに基づき、研修部会による園内・外研修（養育関係の専門研修、児童養護施設研究協議会、CSP（コモンセンスペアレンディング）研修、交通安全、人権研修、防犯研修等）が実施されています。</p> <p>コロナ禍のリアル研修参加は難しい状況で、オンライン研修での参加が増加していますが、研修計画通りの受講になるよう工夫しておられます。</p>		
19	II-2-(3)-③職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの職能、経験年数や研修履歴に基づき、各階層による職責の機能・役割を果たすための研修が行われています。</p> <p>階層別研修（新任研修・中堅研修・上級研修・基幹的職員研修、管理職研修）と位置づけ職員一人ひとりの経験年数等を勘案した研修が行われています。</p> <p>新人職員へは、採用前研修、新任後のOJT研修（メンター制度）が行われています。</p> <p>中堅職員の役割も明確にした人材の育成に取り組まれています。</p> <p>育成レベルに沿って、性教育研修、アフターケア研修、地域支援研修、CSP研修、とり〇子育て研修、各種セミナー等への参加による育成の取り組みが行われています。</p>		
II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-①実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>実習生受入れ手順が策定され、年間の実習生受入れに関しても全職員に説明され共有されて実施されます。</p> <p>受入れ窓口は、基幹的職員、実習担当は基幹的職員と中堅保育士があたり、学校側と実習プログラム調整が図られます。</p> <p>実習開始時のオリエンテーション（注意事項等含む）から始まり、計画的に実習生に対する研修指導・サポート等が実施され、実習日誌、中間・最終反省会の開催、実習評価の取りまとめ等が行われています。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-①運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>学園ホームページに於いて理念・運営基本方針に基づく、運営業務（子育て短期支援事業含む）、養育目標、施設紹介、行事紹介、職員構成、苦情窓口の設置、青こキッズ見守り会体制、求人募集等、学園のホームページ、チラシ等により情報公開されています。</p> <p>社会福祉法人としてWAMネット内で収支状況の情報公開も行われています。</p> <p>第三者評価については、定期的に受審され、全社協のホームページ上で公開されています。</p> <p>法人広報誌「なりすな」でも情報公開が行われています。</p>		
22	II-3-(1)-②公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>社会福祉法人青谷福祉会の経営・事務処理規定に基づき、青谷こども学園の会計処理（事務部会）が行われています。</p> <p>学園は法人本部による内部監査が定期に実施されており、法人本部は、年1回外部会計事務所による監査が実施され、適正な事業運営が行われています。</p> <p>また、定期的に行政（県）の指導監査も受けておられます。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-①子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>学園の本園建替え事業（令和3年12月開始）に伴い、本園児童棟3棟が地域の空き家借用による分散養育・支援がスタート（令和3年10月）しましたが、近隣の方々のお付き合いも円滑に運営され、学校への通学や地域行事等のお誘いへの参加等、新たな地域との交流活動が行われています。</p> <p>来春の新たな園舎へ移行後もお世話になった地域の方々との良い関係を子どもたちの為にも継続して行きたいと考えておられます。</p> <p>従来から加入の西町子ども会との関わりも、引っ越し期間一旦退会していますが、新築完成時にはまた入会予定です。</p> <p>地域や公民館の行事も縮小して活動が再開してきていますので、定期的な情報共有を図る等のコロナ収束後の活動に期待します。</p>		

24	Ⅱ-4-(1)-②ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>ボランティアマニュアルに基づき、渉外事務担当が受入れにあたっておられ、受入れの際にはオリエンテーションによる注意事項等の説明が行われています。</p> <p>コロナ禍前は、学習ボランティア、オレンジボランティア等の一般ボランティアを多く受け入れておられましたが、現在は受入れが厳しい状況です。</p> <p>コロナ禍の中でも、流行状況を確認し感染予防を行ないながら、毎月の金融教育や華道ボランティアの方にお越し頂いています。</p> <p>コロナ禍も3年経過して、ボランティア受入れも減少していることから職員へのボランティアの必要性や意義、受入れ方法等の勉強会の開催に期待します。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-①施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>緊急時の対応、児童に対する養育・支援サービス、退所後等のアフターケアや業務運営に必要な関係機関への連絡網が整備されています。</p> <p>日常の業務に於いて、児童相談所、学校、こども家庭支援センター、警察、消防署、医療機関、青こキッズ見守り会、公民館等の関係機関への対応が行われています。</p> <p>また、各種の連携協議会への参加（児童養護施設協議会、児童福祉入所施設協議会等）による施設運営に関する課題や問題点についての共有及び改善対策等に向けた対応が行われています。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-①地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>鳥取県児童養護施設協議会への参加や児童相談所との定期連絡会等において児童養護施設における福祉ニーズの把握が行われています。</p> <p>また、地域の公民館や民生児童委員との交流の際に福祉ニーズの把握が行われています。</p> <p>今後においても青谷こども学園のみならず社会福祉法人青谷福祉会のグループとして、地域の福祉ニーズ把握に努められる事を期待します。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-②地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>児童養護施設としての専門性を発揮するための取り組みへの地域ニーズが低く、地域の公民館活動や地域のお祭り、運動会等への参加を実施されて来ましたが、コロナ禍の中、人が集まる活動が急減している現状の中で非常に難しい状況です。</p> <p>児童養護施設として、子どもの権利擁護に関する子育て等について学校の保護者や地域公民館活動に於いて、子どもへの虐待防止やアドボカシーを中心とした人権尊重、権利擁護等の啓蒙の取り組みに期待します。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-①子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>理念に基づいた青谷こども学園の運営方針が明文化され、最重点としての「すべての児童の幸福をよい環境の中で育てたい」が表明され、安心・安全な環境及び運営の質の向上や子どもの尊厳を守り、人権侵害の防止に努める等の6項目の方針に基づいた施設運営が行われています。</p> <p>全国児童養護施設協議会倫理要領原則に基づき職員一人ひとりの養育・支援内容や人権侵害の禁止・防止、養育・支援等の振り返り（四半期単位）が実施され、改善の必要性の検討、改善計画の策定、進捗状況の確認等、子どもの人権擁護に対する職員の理解不足等の解消を図り、適切な養育に向けた取り組みが実施されています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-②子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援提供が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>個人情報取り扱い規則（プライバシー保護含む）に基づき、プライバシー保護に関する子どもの権利擁護としての取り組みが行われています。</p> <p>子どもの活動風景等写真撮影時に於いても、子どもや保護者等に確認し同意を得る取り組みが行われています。</p> <p>各ホームの居室は、個室対応（低年齢児の場合は2名対応）が基本となっています。</p> <p>入浴の順番ルールや洗濯に於ける配慮等、子どもの成長過程を考慮した生活空間が保障されています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-①子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>学園の情報については、ホームページに於いて理念・運営基本方針、ホーム棟運営内容が広く提供されています。</p> <p>利用開始前の見学等にも対応しておられます。</p> <p>学園のパンフレットや入所のしおり等を使用し、ホームでの一日の生活サイクルや暮らしのルール、各種行事日程等について丁寧に説明が行われています。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-②養育・支援の開始・過程において子どもと保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの養育・支援の開始に伴い、児童相談所による援助指針等に基づいた子どもの自立支援に向けた目標の検証や子ども・保護者等からの意向と、アセスメントに基づき「児童自立支援計画票」を作成し説明されています。</p> <p>園内自立支援計画票マニュアルに基づき、一人ひとりの生活状況や自立に必要な支援対策等のケース検討会（毎週）が実施され、見直しを含む必要な養育・支援の方向性等が子ども・保護者等へ説明されています。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>措置変更の場合には、施設、児童相談所等で引継ぎ会議を行ない、養育や支援の継続に配慮された対応が取られています。</p> <p>家族再統合の際には担当職員・家庭支援専門相談員が対応をされています。</p> <p>また、里親との交流が行われている子どもの送迎や様子は里親支援専門相談員を中心に行なわれています。</p> <p>退所後の相談も気軽に出来る事を説明し、入所のしおり内に連絡先の記載があります。</p> <p>退所後のアフターケアの充実等についての連携を更に深める対策に期待します。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-①子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>各ホームを中心に行われ、日常の関わりやホーム会で子どもの満足度の検証を行い、検討・改善対策が行われています。</p> <p>ホーム長会や給食部会等に於いても、子どもの満足度の検証が行われています。</p> <p>更に、誕生日に該当する子どもからの希望を受け入れた献立による食事の実施やホーム単位のフラワーデイ（職員と子どもと一緒にアイデアを出しながら食材の調達から調理作業まで行い一緒に食べる等のお楽しみ会等）が月1回実施されています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-①苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <p>苦情解決の流れ等の手順書が策定され、苦情解決委員会としての苦情受付責任者、苦情受付担当者、第三者委員が設置され、苦情の発生時の調整、検証、改善対策、法人への苦情に関する報告等の取り組みが行われています。</p> <p>また、苦情内容や対策等は苦情申請者等へフィードバックされ、申請者等の了解が得られた場合にのみ公表が行われることとなっています。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-②子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもサポートチームが対応して、子どもの学齢別会、代表者会を開催し、意見・要望を受け止め学園での生活が豊かになるための意見交換の場が開催されています。</p> <p>管理棟玄関先や各ホームに意見箱も設置されています。</p> <p>各ホーム内での意見・要望等については、毎日の朝会等で報告が行われ、必要な対応が行われることとなっています。</p> <p>個別の相談場所として、面談室、居室等、他児が気にならないスペースでの相談ができる環境が配慮されています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの相談・意見に対して、どの職員でも受け付けが行なわれており、ホーム内での共有が行なえる仕組みとなっており、子どもからの相談や意見等は、朝会等で報告され、全ての案件について園長迄届く体制となっています。</p> <p>職員間の連携等によるチームアプローチの工夫、職員同士の「ハウレンソウ」（報告・連絡・相談）等による実践等の検証も行われています。</p> <p>重要な案件の場合、苦情解決委員会による迅速な検討及び回答のフィードバックが行われています。</p> <p>子どもからの相談や意見に対する迅速な対応や回答が遅くなる場合のフォローも行なわれています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための施設的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-①安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>事故対応・事故防止・不審者対応・ヒヤリハットマニュアル等に基づき、生活支援部会、保健・衛生部会等による安全・衛生点検、各ホーム近隣の危険個所の環境確認や児童の長期休み前の点検の実施等が行なわれています。</p> <p>日常のヒヤリハット、事故報告は朝会時に報告され再発防止策を検討されています。</p> <p>リスクマネジメントについては、ホーム長会及び職員会議で報告され安全意識の共有が図られています。</p> <p>安心・安全なホーム内での生活支援への緊急連絡体系や関係機関との連携等の情報交換等が行われています。</p>		

38	Ⅲ-1-(5)-②感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>感染症対策マニュアルに基づき、保健衛生部会の衛生管理点検や給食部会による安心・安全な食生活に向けた保健衛生・健康に関する学習会の開催等による感染症の予防対策の取り組みが行われています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症予防・感染後の対策としてのマニュアルが定期的に見直され、危機管理委員会による事業継続計画（BCP）策定等によるコロナ発生時訓練等（机上訓練含む）が年間3回開催され、予防や発生時の二次感染を防ぐことができる等の効果が発揮されています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a
<p><コメント></p> <p>防災マニュアルに基づき、防災部会、危機管理委員会等による防災計画（事業継続計画等）の作成・避難経路の点検、避難訓練計画が作成され、ホーム単位に火災（救急救命・AED講習含む）、水害、通報、非常食、夜間・昼間等を想定した避難訓練、机上訓練、地域合同訓練、非常持ち出し袋点検等が計画に基づき毎月行われています。</p> <p>災害発生時の緊急連絡先（消防、地区公民館、警察等）及び組織内の連絡系統図が作成され、防災対策への対応に備えられています。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-①養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>職員手引きに於いて、学園全体としての大きな柱項目（取り組み・努力点）に加えて、管理棟・ホーム棟の職務分掌が明文化され、担当職員の一人ひとりが自らの業務範囲や標準的な実施方法等が理解できる計画書に沿った養育・支援が行われています。</p> <p>また、個別の自立支援計画内に記載された、子ども一人ひとりについての留意点等についても各ホーム内職員間で共有されながら養育・支援にあたられています。</p> <p>また、メンター制度の導入による定着に向けた取り組みが進展しており、加えて新規採用職員へのOJT育成や職員の全てが相互にサポートする取り組みに向けて報連相やコミュニケーションの強化等が行われています。</p>		

41	Ⅲ-2-(1)-②標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>職員手引きの養育・支援について標準的な実施方法についても定期的に考察されています。必要に応じて、日々の朝会でホーム棟での支援状況についても改善や見直しの検討も行われています。</p> <p>また、児童自立支援計画に基づいた子ども一人ひとりの特性に対する個別の養育・支援等については、ケース検討会（毎週）が開催され、学園内の多種の職員によるケース等の見直し、再評価が行われる仕組みとなっており、必要な計画見直しによる養育・支援が行われ、職員間でも情報共有されています。</p>		
うⅢ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-①アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>児童相談所のアセスメントによる援助指針を基に、学園入所後、一定期間（約1か月程度）の子どもの様子を日報記録（モニタリング）し検証する等のケース検討会議を実施して、子どもの特性等を加味した学園としての自立支援計画票が策定され養育・支援が行われています。</p> <p>子どもの特性等、養育・支援の困難ケースの対策として、ホーム包括長、ホーム長、個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、生活支援担当者等、担当ホーム棟への援助等を子どもの情緒の安定を見定めるまでの一定期間、学園の全組織の職員による見守り援助等の取り組みが組織的に行われています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-②定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>児童自立支援計画票の記載マニュアルに基づき、多職種の職員によるケース会議が開催され、子どもの一人ひとりの生活習慣や心身状況等の変化（モニタリング記録）や評価等による検証が行われ、必要な見直し（半年単位）が実施されています。</p> <p>また、大きな変化や改善・見直しが発生した場合は、家庭支援専門相談員を中心に児童相談所とのケース連絡会を通し支援計画等の評価・見直しが行われています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-①子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの児童自立支援計画に基づく、日々の養育・支援状況の記録（日報）の記録書式もICT（情報化）による統一された書式にパソコン処理で記録の登録が行われています。</p> <p>記録については職員会、ホーム長会、専門職会議等を通して、職員間で情報共有されています。</p> <p>各種の記録や児童自立支援計画、各種事務処理等が、事業所内LANによるサーバーへ全てが登録管理され、各ホーム棟の必要な支援状況の共有等がいつでも全職員が共有できる効率化の促進に期待します。</p>		

45	Ⅲ-2-(3)-②子どもと保護者に関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>個人情報取り扱い規程に基づき、子ども・保護者等の全ての記録（紙媒体）に於いては、責任体制が確立され、管理棟の書庫（施錠管理）により園長の管理下で適切に保管されています。</p> <p>職員採用時に子ども・保護者等の個人情報の守秘義務に関する誓約書が組織に提出される等の個人情報保護規定に沿った業務運営が行われています。</p>		

内容評価基準（24項目）児童養護施設

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-1 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-①子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p><コメント></p> <p>入所前や入所後定期的に「子どもの権利ノート」による子どもに対する説明が行われています。</p> <p>青谷こども学園の運営基本方針の中での「子どもの尊厳を守り、人権侵害の防止、主体性と自己決定の尊重に努めます」に基づき、職員の手引きが作成され、子どもの権利擁護の意識を強く持った養育・支援が行われています。</p> <p>また、学園の「アドボカシーを考える会」では、子どもの意見表明権を学ぶ鳥取県のHope & Homeへの参加の取り組みも行われています。</p>		
A-1-2 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-①子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>鳥取県版「子どもの権利ノート」による「生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」等を中心とした子どもの権利についての学習（年1回）が実施されています。</p> <p>学齢部会、代表者会が開催され、園行事、運営に対する要望・意見等の収集等を養育・支援に反映する取り組みが行われていますが、社会的ルールの学びとしての人間一人ひとりの「自由の権利」と「責任と義務」の相関関係にあり、社会生活では重要であることを繰り返し実施する等、子どもが自他の権利を正しく理解するための権利擁護プログラムの編集や養育の実施等、社会生活で生き抜くための基本的な思考を身に付ける取り組みに期待します。</p>		
A-1-3 生き立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-①子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>「生き立ちの整理」については、子どもの成長や背景に応じて説明が行われています。</p> <p>また、伝える時期、伝え方について職員会議等で検討し実施されています。</p> <p>子どものアルバムの作り方手順が作成され、施設内外での生活風景や各種行事、地域のお祭り、運動会等の写真撮影や記録等、子ども・保護者等の同意書（他者との一緒に写真含む）に基づいたアルバム策定が行われています。</p>		

A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(4)-①いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
<p><コメント></p> <p>虐待防止マニュアルに基づき、子どもへの身体拘束、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等、不適切関わりについて「子どもに対する言葉の暴力、人格的な辱め、脅かしの態度、セクシャルハラスメント等」を定義付け、職場研修（権利ノート等活用：年1回）の実施等による園内で不適切な関わり防止対策等の取り組みが行われています。</p> <p>日頃の生活の中で、職員は、子どもの身体状況、所作、言動等の変化等を把握し相互に話し合いながら子どもが快適な生活ができるための取り組みが行われています。</p>		
A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A-1-(5)-①子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>入所時、子ども・保護者に対して、入所案内資料やパンフレットを活用して、法人の理念・運営基本方針、学園生活等の学園内での共同生活内容等の説明に加えて、入所後の家族再統合について、児童相談所と連携を取りながらの説明が行われています。</p> <p>施設見学を実施し、入所に際し温かく迎えるための事前準備や転校の際には以前の友達との手紙の交流が途絶えないよう配慮が行われています。</p> <p>家庭復帰後についても一定の期間のアフターケアとして、子どもと保護者の様子の把握に努められています。</p>		
A⑥	A-1-(5)-②子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>リービングケアの取り組みは、児童相談所と連携した取り組みが実施され、一時帰省児童名簿の作成、保護者への帰省案内の作成・送付、帰省による家族交流の在り方の見守りと検証等が行なわれています。</p> <p>高校を卒業する子どもへのリービングケアとしての活動は、高校卒業後の進学先、就労先等の開拓取り組みが行われています。</p> <p>更に、学園内の親子生活訓練室に於いても対象者の親子が退所後に支障が発生しないための事前の生活訓練（指導・アドバイス等）が行われています。</p> <p>自らを上手くコントロール出来難い子どもへのセカンドステップのプログラム計画の作成に沿った3つの柱を基に、人間の相互理解に向けたソーシャルコミュニケーション能力を学びのスキルアップ、問題の解決等への思考や考える力を蓄える等に向けて準備が進められています。</p> <p>里親家庭での家庭生活体験事業等の取り組みも行われています。</p> <p>また、児童の退所後についてもアフターケアに時間を費やして行われ、良好な関係を維持するための支援が行われていますが、就職後の厳しい生活状況等の把握や対策等に努力されています。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
A-2- (1) 養育・支援の基本		
A⑦	A-2- (1) -①子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの生活の不安の軽減に向けた学齢部会、代表者会の開催に於いて、施設の住みよい生活の在り方や学園行事等への子どもの意見や要望の聞き取りが行われ、そのサポートが行われています。</p> <p>ホームでの余暇の過ごし方は、子どもの自主性を尊重しながら見守りの姿勢での対応や子どもの成育歴、また日常の対話の中からの養育・支援が行われています。</p> <p>児童養護施設としての役割・機能を遂行するため、これまでの家庭での生活ルールと異なる子どもが自由に生活できる環境や不具合とを感じる部分がある場合の子どもたちへの理解を深める取り組みに職員の悩みが感じ取れます。</p>		
A⑧	A-2- (1) -②基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>各ホームの運営目標が作成され、毎月のホーム会議による振り返りやホーム長会で他のホームの養育・支援状況の共有が図られており、日常の子どもの生活が円滑に運営されるための取り組みが行われています。</p> <p>各ホームのルールについてもホーム内で子ども達と職員で話し合い決定されており、ホーム職員に一定の裁量権を持たせ、チームケアで臨まれています。</p> <p>地域行事、学園行事等での行動を共にしながら子どもの要望の把握や対応等が行なわれています。</p>		
A⑨	A-2- (1) -③子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもは、自らの力を試したい、行動したいという挑戦する気持ちが旺盛である為、「子どもを見守る姿勢」として学園内に、危機管理委員会、子どもサポートチーム体制、青こキッズ見守り会（地域の外部有識者）等による子どもの自立主体の動きを見守る体制が構築され、日常生活支援である各ホーム会や職員会議等での養育・支援状況の共有が行なわれています。</p> <p>アドボガシーを考える会やC S P研修等に職員は参加され、子どもの見守り姿勢を意識した子どもへの声掛け等が行なわれています。</p> <p>また、定期的に園長による子どもの困り感等の聞き取りによる面談が行われています。</p>		

A⑩	A-2-(1)-④発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの発達段階に応じた一人部屋の確保や学習環境の整備が行われ、学齢部会や代表者会が開催され、園内での生活を楽しめる場の提供や学園行事・余暇活動等の要望等、受入れ体制が構築されています。</p> <p>また、各ホームへは、各年齢が楽しめる書物（漫画、絵本含む）やテレビの配備等、ホーム棟でのリビングで楽しむ場も確保されています。</p> <p>現在、本園ホーム3棟は、地域で仮住まい中ですが、近所の公園等で遊んでおられます。分園2棟については、広さも十分な園庭が整備されています。</p> <p>施設設備は、プレイルーム、多目的室、図書室、工作、絵画作業、ピアノ、卓球台、遊具等の整備により余暇時間等を有意義に過ごせる環境が備わっています。</p>		
A⑪	A-2-(1)-⑤生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>養育目標として、あたりまえの家庭生活・あたりまえの家族関係を目指し、新しい“あたりまえの生活”を子どもと職員で創っていく～をテーマに、①清潔な環境の中での生活習慣の定着②心身の回復と健全な育ちの支援③共に創りあげる自立への道筋の醸成④親子関係の修復と家庭支援⑤里親・関係機関との協働と地域社会と歩む生活を掲げ、日常の生活の目安が設定され、社会生活に必要なルールや食育、睡眠、起床、服装、整理整頓、携帯タブレットの使用法、地域社会における挨拶や人との関わり等の生活習慣の定着に向けた学びに向けた養育・支援が行われています。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑫	A-2-(2)-①おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>明るく清潔感のあるダイニングルームが完備され、食べ物の好き嫌いやアレルギー等に配慮しながら、年齢（個人差含む）に配慮した盛り付け等の提供が行われています。</p> <p>夕食の時間設定は、学年により部活動等で遅くなる児童には、電子レンジで温めての提供や冷蔵庫で冷やした安全・安心で美味しく食べられる工夫が行われています。</p> <p>給食部会（ホーム職員、調理職員、栄養士間）による食に関する情報共有（毎月1回）による子どもの一人ひとりの食育の充実が図られています。</p> <p>誕生日の該当児童に対する希望メニューの聴取や月1回のフラワーデーとして、食事メニューの検討や子ども達が食材の選択・買い物や職員と一緒に食材を料理して、楽しみを付加した食事や食事マナー等の身に付ける取り組みが行われています。</p> <p>また、施設創設当時の質素な食事を「三白の日」として、毎月1回実施され子ども達に伝えられています。</p>		

A-2-(3) 衣生活		
A⑬	A-2-(3)-①衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p><コメント></p> <p>季節に応じた衣替え週間の設定による声掛けや子どもの成長に伴う衣類の購入等が実施されています。</p> <p>低年齢の子どもは、職員と一緒に同行する等により、子ども自身が好みの洋服を自由に選んで買い物が行われています。</p> <p>帰省や宿泊を伴う行事の一週間前に衣類の状況確認と必要であれば新しい洋服の買い替えの呼び掛けや子どもの衣装ケース、タンス、倉庫の衣装ケースに防虫剤の呼び掛け（8月と2月）等による防虫予防等の学びも行われています。</p> <p>子どもの成長過程での相違はありますが、洗濯、物干し、ボタン付け、アイロン等を職員と一緒に行っておられます。</p> <p>休日に学園で過ごす時、地域のお祭り等の参加や友だちと遊びに行く時には、自分の好みの洋服を着て活動する等の一人ひとりの意思を大切にしたい見守りが行われています。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A⑭	A-2-(4)-①居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
<p><コメント></p> <p>学園本園は、改築工事に伴い地域の借家で過ごしている3棟の子ども達は、令和5年4月より、新築の新たな居室での生活がスタート致します。</p> <p>分園2棟も広々とした快適な空間で過ごす時間と基本一人部屋で勉強や就寝等の普通の生活が行える環境となっています。</p> <p>部屋の清掃やゴミ出しは、基本的には、子ども本人が行うこととなっていますが、子どもの特性を考慮して、職員による必要な支援が行われています。</p> <p>もっと子ども達が安全・安心に暮らしやすい環境にするための工夫があるはずだと考えている職員の意見に期待します。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑮	A-2-(5)-①医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>学園の嘱託医と学校・幼稚園と連携した年2回の健康診断が実施されています。</p> <p>必要な子どもには、学園の心理療法担当職員による面談やホーム職員による専門担当科等の受診等も行われています。</p> <p>定期的な予防接種等について、嘱託医・行政との連携等による子どもの個人健康記録票の作成が行われています。</p> <p>医療ケアが必要な子どもに対しては、適切な対応が行なわれています。</p>		

A-2-(6) 性に関する教育		
A⑯	A-2-(6)-①子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p><コメント></p> <p>職員へのペアレントトレーニング研修への参加や児童相談所との連携等、子どもの性（異性間・同性間）の関係についても生活状況の観察による日々の朝会での報告やホーム会等に於いて、児童の言動、行動等の情報共有を図りながらの生活支援が行われています。</p> <p>職員に対する性虐待防止についての園内での定期的な勉強会の実施や「性的虐待」防止のための点検チェック等が行われています。</p> <p>コロナ禍という事もあり、外部の性に関する専門的な研修機会は減少傾向ですが、子どもの発達段階における性に対する関心、思考や知識等に対する人間としての責任と行動等を正しく導く為の研修機会やプログラム策定の工夫に期待します。</p>		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A-2-(7)-①子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>学園内で発生する子どもの不適切行動に対する対応として、日々の朝会報告、ホーム会、引継ぎ会、ケース検討会等の現状把握と園長を中心としたチームアプローチによる各ホーム棟との連携強化と職員間同士のコミュニケーション（報告、連絡、相談）の徹底による学園内で発生する不適切な行動や案件発生の注意意識を深め、発生時の緊急的な対応の仕組み等への検証や迅速な問題解決等に向けた取り組みが継続しています。</p> <p>学園に入所する子どもの一人ひとりの特性により、暴力や不適切行動が大きく変化することから学園内で安心・安全な生活や学習が行われるための更なるマネジメント機能の充実に向けた継続的な取り組みに期待します。</p>		
A⑱	A-2-(7)-②施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>小規模・地域分散化を支えるマネジメント力の強化目標が設定され、児童間の問題行動化や施設内虐待の防止（施設内虐待防止改善計画等）、ケアニーズの高い子どもと家族への支援の充実に向けた取り組みが行われています。</p> <p>日々の朝会、引継ぎ会で当日の子どもの暴力やいじめ（差別）等に関する状況の報告による園長等との共有が図られています。</p> <p>今年度のホーム経営目標（ホーム単位）が計画され、「平和なホーム、ケンカが無いホーム、暴言を吐かないホーム、仲良く過ごせる思いやりを大切に、楽しく落ち着いたホーム等々」の子ども達が意見を出し合う等の児童目標が明文化され、ホームへ掲示される等の動議付け等の工夫も行われています。</p>		

A-2-(8) 心理的ケア		
A⑱	A-2-(8)-①心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>心理療法担当職員が配置され、必要な子どもに対して心理面接が行なわれており、面接結果の所見整理、心療内科への受診計画や受診記録に基づく助言・指導、心理面の観察、服薬が必要な児童への指導、ケア会議への参加による児童自立支援計画策定に向けた観察報告等、心理的ケアが必要な子どもへの支援が行われています。</p> <p>また、組織内の心理部会体制が構築され、全職員に対する児童の心理的、特性への理解や児童・職員の双方へ不安な点を解決につなげるための学習会（メンタルミーティング、グループワーク等）及びセカンドステップの計画・実施が行われています。</p>		
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A-2-(9)-①学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>ホーム内の居室、リビングでの学習環境が提供されており、学習塾や学習ボランティアの機会も保障されています。</p> <p>特に小学校の低学年等へは、学校の宿題等が済んでから遊ぼうなどの声掛けや各ホームのダイニングルーム内へも学校から周知事項や行事の掲出が行われ、学校行事に対する忘れ物等無いように配慮されています。</p> <p>子ども一人ひとりが希望する進路に向けた支援（学校や児童相談所との連携や家族への情報提供等）が実施されています。</p> <p>コロナ禍の中、感染予防のため学習ボランティアの活用が難しい状況となっています。</p>		
A㉑	A-2-(9)-②「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>家庭学習の支援や学力補充、定着と向上の取り組みや「夢」に向けた具体的な学習方法の提供による進路実現に向け取り組まれています。</p> <p>奨学金や制度についても情報提供され、自分の進路について考えて決定できる支援が行われています。</p> <p>社会的な知識を取得するための新聞、図書、メディア活用、自立学習の提供による学びが行われています。</p> <p>更に、子どもが希望を持って学園生活を暮らす中で、向上心や学習意欲を高める支援の取り組みに期待します。</p>		

A⑳	A-2-(9)-③職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>学校の許可を得て、子どもがどのような意欲を持ってアルバイトや職場体験等をやりたいか等の確認をする等により、自立や社会勉強も兼ねて行うこととされています。</p> <p>学園の近隣に子どもが実習体験行える企業等が少ないことから開拓は厳しい現状です。</p> <p>就職希望の子どもに対しては、必要に応じて普通自動車免許の取得に取り組まれています。</p>		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉑	A-2-(10)-①施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員による子どもの早期家庭復帰に向けた家族の生活状況の検証や家庭訪問等による子どもの様子の報告を行ない状況共有し、家族との信頼関係構築に向けた取り組みが実施されています。</p> <p>可能な家族には、学校行事の案内、学園の行事等の案内も行われています。</p>		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A㉒	A-2-(11)-①親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>児童相談所等とのケース連絡会等が定期的実施され、家族の復帰に向けた環境の変化や子どもの児童自立支援計画の改善等の検証に基づき、家族再統合プログラムの作成、家族支援の為に関係者会議（ホーム担当、心理療法担当、個別対応担当等）の開催、家庭訪問（面談）、親子生活訓練計画、外出、一時帰省等を継続的に行いながら相互の信頼構築に努められています。</p> <p>また、里親支援専門相談員による児童相談所（里親担当、里親委託等推進員、里親会等）と連携した里親委託推進に向けた社会への移行への取り組みが行われています。</p>		